

令和5年6月30日
斑鳩町職員採用試験委員会

令和5年度 斑鳩町職員採用試験案内

採用予定日 令和6年4月1日

受付方法 インターネットによる受付

受付期間 令和5年7月 3日（月）から
令和5年7月31日（月）まで

斑鳩町は 人にやさしい 地球にやさしい 環境づくりをめざしています。

試験当日は、公共交通機関または自転車・徒歩でご来場ください。

問い合わせ先

〒636-0198

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
斑鳩町職員採用試験委員会（斑鳩町役場総務課内）
TEL 0745-74-1001（内線 262・271）

1 採用予定人員・受験資格等

本町へ通勤が可能で、次の資格要件を満たす人

| 職種 | 採用 予定 人員 | 受験資格等 | |
|------------------|----------------|--|-----------------------------|
| | | 学歴等 | 年齢要件 |
| 一般事務職 | 5人 程度 | ・学校教育法による高等学校等以上の学校を卒業した人または令和6年3月31日までに卒業見込みの人 | 平成5年4月2日以降に生まれた人 【30歳以下】 |
| 一般事務職 (障害者対象) | 1人 | 以下のすべての要件を満たす人 ・学校教育法による高等学校等以上の学校を卒業した人または令和6年3月31日までに卒業見込みの人 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等のいずれかの交付を受けている人 | |
| 保健師 | 1人 | ・保健師の資格を有する人または令和6年3月31日までに資格を取得見込みの人 | |
| 保育士・ 幼稚園教諭 | 2人 | ・保育士および幼稚園教諭の両方の資格を有する人または令和6年3月31日までに両方の資格を取得見込みの人 ・保育士・幼稚園教諭は、町立保育園または町立幼稚園のいずれかで勤務します。 | |

※地方公務員法第16条および学校教育法第9条に該当する人は受験できません。

2 試験日時・内容・会場等

| 区分 | | 日時・会場 | | 合否の通知 | 試験内容 |
|------|-------------------|---|-------------------------------|---------------|---|
| 一次試験 | 一般事務職 (障害者を含む) | 【日時】 令和5年8月22日(火) ～28日(月) ※自宅等でのパソコン等を利用したWebテスト | | 9月中旬 (予定) | <ul style="list-style-type: none"> ・適性検査 ※基礎能力問題と性格検査で職務適性等を測定するもの ・書類選考 (エントリーシート方式) ※様式は、8月1日(火)以降に町ホームページからダウンロードしてください。 |
| | 保健師 | | | 9月上旬 (予定) | |
| | 保育士・幼稚園教諭 | | | | |
| 二次試験 | 一般事務職 (障害者を含む) | 【日時】 10月上旬 (予定) | ※試験会場・試験時間等は一次試験の合格者に別途通知します。 | 10月中旬 (予定) | ・口述試験 |
| | 保健師 | 【日時】 9月中旬 (予定) | | 9月下旬 (予定) | |
| | 保育士・幼稚園教諭 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・口述試験 ・実技試験(ピアノ演奏)(注) |
| 三次試験 | 一般事務職 (障害者を含む) | 【日時】 10月下旬(予定) ※試験会場・試験時間等は二次試験の合格者に別途通知します。 | | 11月上旬 (予定) | ・口述試験 |

※合否は、斑鳩町役場ホームページに受験番号で掲載し、合格者のみ郵送で通知します。

※保健師、保育士・幼稚園教諭については、二次試験にて最終合格者を決定します。

※(注)実技試験の内容

- ・自由曲 1曲(保育園・幼稚園で教える程度の簡単な歌唱曲の弾き歌い)

3 提出・持参するもの

【一次試験時】

○全職種

申込審査完了後に受験票発行が可能となりますので、次の（１）および（２）を斑鳩町職員採用試験委員会宛に、８月１４日（月）（当日消印有効）までに郵送してください。宛先は、１ページを参照してください。

（１）受験票（次頁「４ 受験手続」参照）

（２）令和５年度 斑鳩町職員採用試験エントリーシート

※様式は、８月１日（火）以降に町ホームページからダウンロードしてください。

※受験番号は、受験票発行後、記入してください。

※エントリーシートの提出があった方に、適性検査の受験用ＩＤ・パスワード等をメールで通知します。

【二次試験時】

○一般事務職（障害者を含む）

なし

○保健師

（１）卒業証明書または卒業見込証明書

（２）資格取得証明書または資格取得見込証明書

（原本を持参してください。当日、写しをとらせていただきます）

○保育士・幼稚園教諭

（１）卒業証明書または卒業見込証明書

（２）資格取得証明書または資格取得見込証明書

（保育士証および幼稚園教諭免許状の原本を両方持参してください。当日、写しをとらせていただきます）

（３）実技試験に係る自由曲の楽譜４部（提出用３部＋本人用１部）

（楽譜には、それぞれ受験番号・氏名をご記入ください）

【三次試験時】

○一般事務職（障害者を含む）

（１）卒業証明書または卒業見込証明書

4 受験手続

インターネット（電子申請）による受付

【申込期間】令和5年7月3日（月）～令和5年7月31日（月）

| | |
|------|---|
| 申込方法 | <ol style="list-style-type: none">1 斑鳩町のホームページ（https://www.town.ikaruga.nara.jp/）に掲載している「職員採用試験案内」から「e古都なら 奈良電子自治体共同運営システム」に接続し、画面の指示に従って申請画面へ進んでください。2 利用者登録をされていない方は「利用者登録」をクリックし、利用者情報登録画面に進み、ID、パスワード等必要事項を登録してください。 <u>ID、パスワードは必ず控えをとっておいてください。</u>3 登録したID、パスワードによりログインのうえ、受験申込みを行ってください。「申込完了」の画面が表示されると申請完了です。4 受験申込後、自動配信により申込完了通知メールが送信されます。メールが届かない場合は、総務課まで必ず電話でお問い合わせください。5 8月上旬に審査完了メールを送信しますので、その内容にしたがって、受験票をプリントアウトし、写真（最近6か月以内に撮影した上半身脱帽正面向縦4cm、横3cmのもの）を貼り、本人署名欄に署名をした上で、「令和5年度 斑鳩町職員採用試験エントリーシート」とともに、8月14日（月）（当日消印有効）までに郵送してください。 ※8月3日（木）までに審査完了メールが届かない場合は、総務課までお問い合わせください。 |
| 注意事項 | <ol style="list-style-type: none">1 受験票を印刷するために、<u>プリンタが必要になります。印刷ができる環境で申込みを行ってください。</u>2 「e古都なら 奈良電子自治体共同運営システム」の動作環境については、システムホームページの「ご利用方法」を参照してください。3 使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。また、トラブルにより申込が完了しなかった場合においても、追加で受付等はいりません。4 受付期間中は24時間申込みを行うことができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害によりやむを得ずシステムの運用停止・休止等を行うことがありますので、期日に余裕を持って申込みをしてください。 |

※この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。なお、提出書類等により取得した個人情報には今回の採用試験実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。

5 注意事項

- ① 最終学歴（卒業見込みの方を含みます。）に応じた区分で申し込んでください。異なる区分での受験や、受験資格がなかったり、また、受験申込の記載事項が正しくないことが判明した場合は、受験または合格を取り消すことがあります。
- ② 現住所と異なる居所に滞在されている場合は、必ず連絡先を記入してください。
- ③ 日本国籍を有しない方は、「斑鳩町における外国人職員の従事する職に関する要綱（平成31年3月斑鳩町要綱第21号）」をご覧ください、了解のうえ、試験の申込みをしてください。
- ④ 日本語活字印刷文による試験に対応できることを条件とします。

<Web テストの注意>

- ① 第三者と共同で受験する、または第三者による受験などの不正行為を禁止します。もし以上のことが判明した場合は、受験または合格を取り消します。
- ② 受験可能環境は下記のとおりです。

| OS | Windows7～ | MacOS 10.9～ | iOS | AndroidOS |
|------|---|--------------------------|--------------------------|------------|
| ブラウザ | Microsoft Edge Chrome 最新版 | Safari 最新版 Chrome 最新版 | Safari 最新版 Chrome 最新版 | Chrome 最新版 |
| 回線速度 | 2Mbps 以上の安定した環境をご利用ください。 公衆無線 LAN (Wi-Fi スポット等)、スマートフォンからのテザリングは、 回線が安定しないため利用しないでください。 | | | |

<会場実施試験の注意>

- ① 試験会場で、携帯電話等は使用できません。
 - ② 受付時間に遅刻した場合は、原則として受験できません。
 - ③ 試験会場への自動車での来場、会場付近への駐車は禁止します。試験会場へは、徒歩または公共交通機関を利用してください。
- ※一次試験は、自宅等でのパソコン等を利用した Web テストとなります。

6 試験結果の開示等

試験結果の開示を希望する方は、試験結果発表後、本人であることを証する書類（運転免許証、旅券など、公的機関等が発行した顔写真付のもの）を受験者本人が総務課へ持参し、開示を申し出てください。（土曜日・日曜日・休日を除く午前8時30分から午後5時30分まで）

開示内容は、本人の得点のみとします。

7 給与その他（令和5年4月1日現在）

現行の初任給月額下表のとおりです。このほか、住居手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等をそれぞれの条件に応じて支給します。

| 職種 | 区分 | 初任給月額 | その他 |
|-----|--------|-----------|--|
| 全職種 | 大学（上級） | 196,312 円 | 地域手当※を含んだ額です。 初任給は、採用前の経歴等に応じて 加算されることがあります。 |
| | 短大（中級） | 177,126 円 | |
| | 高校（初級） | 163,876 円 | |

※地域手当は、給料の月額に100分の6を乗じて得た額で算出しています。

8 最終合格発表から採用まで

- (1) 最終合格者は、三次試験合格発表日（保健師、保育士・幼稚園教諭については二次試験合格発表日）に作成する採用候補者名簿に登載し、令和6年4月1日に採用の予定です。
- (2) 最終合格者以外に、成績上位者から補欠合格者を決定することがあります。最終合格者から採用辞退が生じた場合は、補欠合格者の成績上位者から最終合格者の繰上補充を行います。
- (3) 採用候補者名簿の有効期限は、合格者に対して文書にて通知します。
- (4) 最終合格者のうち、卒業見込みの人については令和6年3月31日までに卒業できなかった場合、資格を必要とする職種の人については所定の時期までに資格取得できなかった場合は、採用候補者名簿から抹消します。
- (5) 受験資格がないことおよび試験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

9 台風・災害時等の対応

会場実施での試験日に、台風や大雨、その他の事由によりやむを得ず試験時間の変更または試験日を延期することがあります。試験時間の変更等を決定した場合は、斑鳩町役場ホームページに掲載します（個別に連絡はしません）。

10 前年の採用試験実績

令和4年度実施の採用試験は下記のとおりです。

| 職種 | 受験者数 (A) | 一次試験 合格者 | 最終試験 受験者 | 採用者 (B) | 競争倍率 (A÷B) |
|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|---------------|
| 一般事務職 | 129名 | 38名 | 14名 | 3名 | 43.0倍 |
| 考古学技師 | 3名 | 1名 | 1名 | 1名 | 3.0倍 |
| 助産師 | 1名 | 1名 | 1名 | 1名 | 1.0倍 |
| 保育士 幼稚園教諭 | 11名 | 7名 | 5名 | 3名 | 11.0倍 |

※大卒・短大卒・高卒の各区分を合計しています。

11 試験会場の案内

○試験会場 斑鳩町役場（斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号）

●来場手段 徒歩の場合：JR大和路線法隆寺駅より徒歩約20分

バスの場合：JR大和路線王寺駅北口発、奈良交通「法隆寺前」「国道横田」
方面行きに乗車、「斑鳩町役場前」バス停下車すぐ

※一次試験は、自宅等でのパソコン等を利用したWebテストとなります。

斑鳩町における外国人職員の従事する職に関する要綱

平成 31 年 3 月 29 日

要綱第 21 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本町の職員の職のうち日本国籍を有しない者（以下「外国人職員」という。）の従事する職について、必要な事項を定めることにより、適正な人事管理を確保することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 外国人職員については、公権力の行使にあたる業務又は公の意思形成に参画する職には従事できないものとする。

(公権力の行使にあたる業務)

第 3 条 前条の「公権力の行使にあたる業務」とは、次に掲げる業務とする。

- (1) 町民の権利や自由を制限する業務
- (2) 町民に義務や負担を課す業務
- (3) 町民に対して強制力をもって執行する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公権力の行使に該当する業務

(公の意思形成に参画する職)

第 4 条 第 2 条の「公の意思形成に参画する職」とは、斑鳩町の行政において、企画、立案、決定等に関与する次に掲げる職とする。

- (1) 専決の権限を有する課長相当以上の職（企画、立案、決定等に関与する業務に従事する蓋然性が低い職を除く。）
- (2) 斑鳩町の基本政策（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等をいう。）に携わる職

(公平委員会への意見聴取)

第 5 条 任命権者は、この要綱の規定を改廃しようとするときは、必要に応じて、あらかじめ公平委員会の意見を聴くものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、外国人職員の従事する職に関し必要な事項は、任命権者が定める。